

平成26年3月28日

平成26年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）の公募の結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

平成26年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）について、平成26年2月27日から平成26年3月19日まで公募したところ、1件の応募がありました。

公募のありました提案について、厳正な審査を行った結果、次のとおり補助事業者を決定しましたので、お知らせいたします。

○補助事業者

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ、一般社団法人環境共生住宅推進協議会（2者による共同提案）

（本件に関する問い合わせ先）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

担 当：豊嶋・内上

電 話：03-5253-8111（内線39-421）

F A X：03-5253-1629

(参考)

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の両事業を同一の事務局（コンソーシアムも可）で執行できること。	○
(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業、及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の執行に際しては、間接補助事業者に対する申請窓口の一体化や、補助事業の採択等に係る審査委員会等を一体で行う等、両事業を一体として効率的に執行できること。	○
(3) 当該補助事業の実施に関する計画が、適切なものであること。	○
(4) 住宅及び建築物の省エネルギーに関する技術に精通しており、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	○
(5) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	○
(6) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。	○
(7) 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。	○
(8) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底すること。	○
(9) 当該補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続きや会計検査対応等のために必要となる文書を、必要な期間保管すること	○
(10) 当該補助事業で取得した情報等について、次年度以降の事業に継続的に活用することが可能となるよう、必要に応じて引き継ぎを行うこと。	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（10）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人環境共創イニシアチブ、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の2者による企画提案書を特定した。